

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

Q1.新型コロナウイルス感染症に感染しており、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されますか。

A. 業務災害以外の理由により新型コロナウイルス感染症に感染している場合には、他の疾病に罹患している場合と同様に、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、直近12ヶ月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額を傷病手当金として支給が始まります。

なお、被保険者期間が12か月に満たない者は、傷病手当金の算定の基礎の計算方法がこととなります。

※「支給を始める日」とは、健康保険組合において実際に支給を始める日を意味するものとされている。したがって、報酬等との併給調整により結果として傷病手当金の支給がない期間を経て支給が開始される場合は、その開始された日が「支給を始める日」となる。

| | 支給要件 満 | | | | | 支給を始める日 & 支給を始めた日 | | | | | | |
|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |
| 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |
| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | |

※上段が傷病手当金の基礎となる月額

※2段目が報酬の支払状況（6月以降は報酬の支払い無し）

※3段目が標準報酬月額

支給を始める日：傷病手当金支給日額が固定される基準日（法第99条第2項）

支給を始めた日：法定期間（1年6ヵ月）の起算日（法第99条第4項）

Q2.自覚症状はないものの、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合は、傷病手当金は支給されますか。

A. 支給対象となります。

Q3.発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っており、治療が必要のため仕事に従事することが出来ない場合、傷病手当金は支給されますか。

A. 支給対象となります。

Q4.発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた期間については、労務に服することができなかった期間に該当しますか。

A. 医師が診察の結果、既往状態を推測して初診日前に労務不能の状態であったと認め、意見書に記載した場合には、初診日前の期間についても労務不能期間と推察できることを示しています。

当初の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安としては以下の通りでした。

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

・高齢者や基礎疾患のある方は、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が2日程度続く場合



※今回、相談・受診の目安が見直されました。

「帰国者・接触者相談センター」等に相談することが示されている基準は、おおよそ以下の通りとなります。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

・いわゆる重症化しやすいとされる「高齢者の方」、「糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方」や「人工透析を受けている方」や「免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方」など

・発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている方

このように一定の症状の継続が含まれていることから、発熱などの症状があり、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが疑われるために、そのような症状の被保険者が自宅療養を行っていた期間は、傷病手当金の支給条件である「療養のため労務に服することができなかった期間」に該当します。

なお、やむを得ない理由により医療機関への受診を行わず、医師の意見書を添付できない場合には、支給申請書にその旨を記載して、会社がその該当する期間における療養のため労務に服さなかった旨を証明する書類を添付すること等によって、健康保険組合

が労務不能と認めた場合は傷病手当金を支給する扱いとします。

Q5.発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた方が、休職して4日目以降に帰国者・接触者相談センターに相談したものの、体調悪化等によりその日に医療機関を受診できず、結果として、その翌日以降、医療機関を受診せずに病状の改善が見られた場合には、傷病手当金は支給されるのでしょうか。

医師の意見書を添付することができませんが、何をもって労務不能期間を判断するのでしょうか。

A. 医療機関への受診を行うことができず医師の意見書が添付できない場合には、支給申請書にその旨を記載するとともに、会社からその者が療養のために労務に服さなかった旨の証明をする書類を添付することで健康保険組合が労務不能と認められる場合は、傷病手当金を支給する扱いとします。

Q6.発熱などの自覚症状があるために自宅療養を行っていたが、休職して4日目に医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾病に罹患しているために労務不能と判断された場合には、傷病手当金は支給される。

A. 支給対象となります。

Q7.会社内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したこと等により、事業所全体が休業して仕事ができなくなった期間については、傷病手当金は支給されますか。

A. 傷病手当金は、業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のために、働くことができなくなったときに給付されるものです。被保険者本人が労務不能と認められない限り傷病手当金は支給されません。

なお、使用者の独自の判断により、一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合には、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には労働基準法に基づき、使用者は休業期間中の休業手当として平均賃金の100分の60以上を支払わなくてはなりません。

Q8.本人に自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由により本人が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されますか。

A. 傷病手当金は、業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため、仕事に従事することができないときに給付されるものですので、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されません。